

**次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定準備業務委託
プロポーザル実施要領**

1 契約の目的

次期豊田市中心市街地活性化基本計画を円滑かつ効果的に作成するため、アンケート調査及び基礎データの整理分析、第4期豊田市中心市街地活性化基本計画（以下「第4期計画」）の取組に対する検証を行い、次期計画策定に向けた課題及び策定方針等を検討するための業務を委託する。

2 契約の概要

(1) 業務名

次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定準備業務委託

(2) 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 業務の内容

次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定準備業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

6,875,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）。

イ 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額300万円以上の下記のいずれかの策定又は検討業務の履行実績を有する者であること。

（ア）中心市街地活性化基本計画

（イ）総合計画

（ウ）都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

（エ）立地適正化計画

ウ 配置する業務担当責任者については、令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として上記イ（ア）から（エ）のいずれかに関する業務実績を1件以上有する者であること。

5 選考日程

（1）全体スケジュール

- 7月 6日（月） 業者選定審査会による方式の決定
- 7月 7日（火） 事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
- 7月 7日（火） 業務説明資料等の交付開始
- 7月21日（火） 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 7月22日（水） 参加資格確認通知書の送付
- 7月23日（木） 質問の回答期限
- 7月30日（木） 提案書等の提出期限
- 8月 3日（月） ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 8月 4日（火） 選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
- 8月24日（月） 予定 業者選定審査会による業者の決定
- 9月 2日（水） 予定 見積徴収
- 9月10日（木） 予定 契約締結

（2）ヒアリング

- ア 日 時 8月3日（月）午前9時から午後5時までのうち指定する25分間
※詳細な時間等については、対象者に別途通知します。
- イ 場 所 豊田市役所 西61会議室（西庁舎6階）
- ウ 備 考
 - ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員（予定）

委員長	産業部	副部長	成瀬 剛史
委員	愛知工業大学	教授	野澤 英希
	豊田商工会議所	中小企業相談所所長	丹羽 亮介
	産業部	産業振興課長	川合 晃司
	都市整備部	都市計画課長	初田 大成

7 提案書等の提出書類

A 4サイズ片面8枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本6部）。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること）。

(1) 業務経歴

令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として下記アからエに関する行政計画策定及び検討の業務経歴一覧表（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等）、契約書の写し

ア 中心市街地活性化基本計画

イ 総合計画

ウ 市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

エ 立地適正化計画

(2) 業務担当体制

業務担当責任者資格、経歴及び令和3年4月以降の上記アからエに関する業務実績及び現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 第4期計画の検証及び次期計画素案

ア 豊田市中心市街地の特徴及び現況評価

イ 豊田市中心市街地の活性化に向けた手法の課題

ウ 計画素案作成の取組方針

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴及び業務体制（80点）【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績（28点）

(イ) 事業実施体制（28点）

(ウ) 事業担当責任者の業務経験（24点）

イ 業務実施計画等（68点）【選考委員評価】

(ア) 豊田市中心市街地の特徴及び現況評価（20点）

(イ) 豊田市中心市街地の活性化に向けた手法の課題（20点）

(ウ) 計画素案作成の取組方針（20点）

(エ) 取組意欲（8点）

ウ 価格（80点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（80点））＋イ（業務実施計画（68点）
×5人）＋ウ（価格（80点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち80点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 80 \text{点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点(250点)に達しない者は、最優秀提案者として選定しない

9 その他プロポーザルの実施に関する事項

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。ただし、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>